

雫石町空家等対策計画（概要版）

第1章 空家等対策計画の趣旨から

< 策定の背景 >

適正に管理されていない空家による、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害は全国的に問題となっており、今後も空家は増加していくと考えられている。

この問題の抜本的解決策として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が平成27年5月26日に全面施行され、岩手県も平成28年8月に岩手県空家等対策連絡会議を設立し、空家等対策を総合的に推進していくこととしている。

< 計画の位置づけ >

第二次雫石町総合計画などの上位計画に定めている空家等関連施策との整合性を図る。

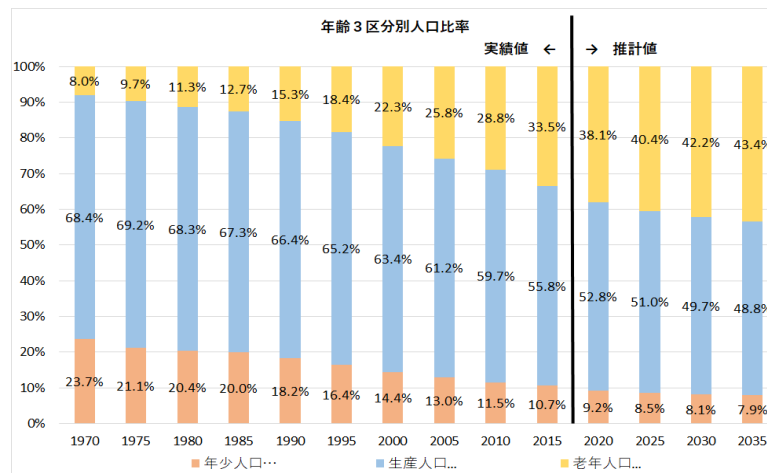
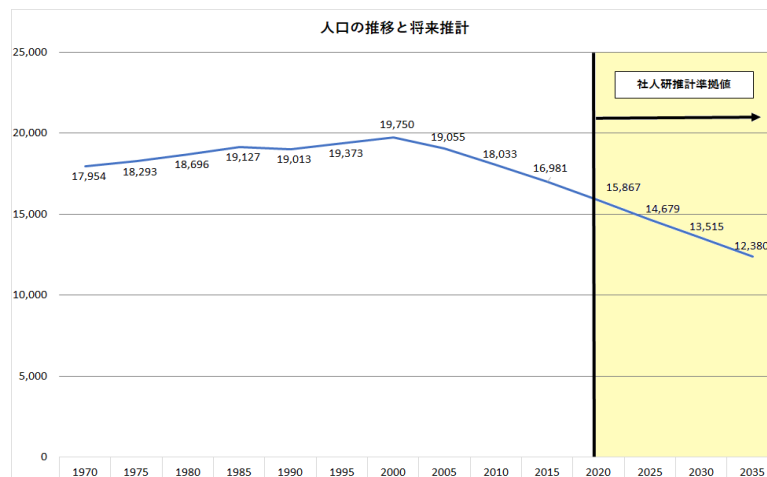
第2章 人口と空家等の状況

< 雫石町の人口、世帯数の状況 >

平成24年9月末と平成29年9月末の人口増減率はマイナスであるのに対し、世帯数は微増となっており、世帯構成が変化し、少人数で構成される世帯へと変化していることが予測できる。

また、年齢3区分別人口比率を見ると、65歳以上の老年人口比率が増加しており、今後も増加していくと見込まれる。

以上により、老年独居や老年夫婦のみの世帯構成の増加も予測でき、今後の空家増加につながると見込まれる。



< 雫石町の空家の現状 >

平成27年度の調査により現在192件を空家と判定し、台帳を作成している。

< 雫石町の空家等の課題 >

空家が町内全域に分布しており、全町的な対応が必要である。
所有者不明空家についての相続人の特定が必要である。

雫石町空家等対策計画（概要版）

第3章 空家等対策における施策

基本方針① 所有者意識の涵養

- ・空家等の適切な管理の促進
- ・空家等調査の実施
- ・空家等及び跡地の活用の促進

基本方針② 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

- ・空家等及び跡地の活用の促進
- ・庁舎内体制の整備

基本方針③ 特定空家に対する取り組み

- ・特定空家に対する措置及びその他の対処
（別記フロー参照）

基本方針④ 住民からの相談に対する取り組み

- ・相談窓口の設置
- ・庁舎内体制の整備
- ・関係機関との連携

<計画期間>

平成30年4月から平成35年3月までの5年間

<対象地区>

雫石町内全域とする

件数が多く、町内中心部である雫石地区については重点対象地区とする。

<対象とする空家等の種類>

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」と言う。）第2条第1項に規定された「空家等」のうち、一戸建ての住宅及び併用住宅、及び法第2条第2項に規定された「特定空家等」

お問い合わせ先

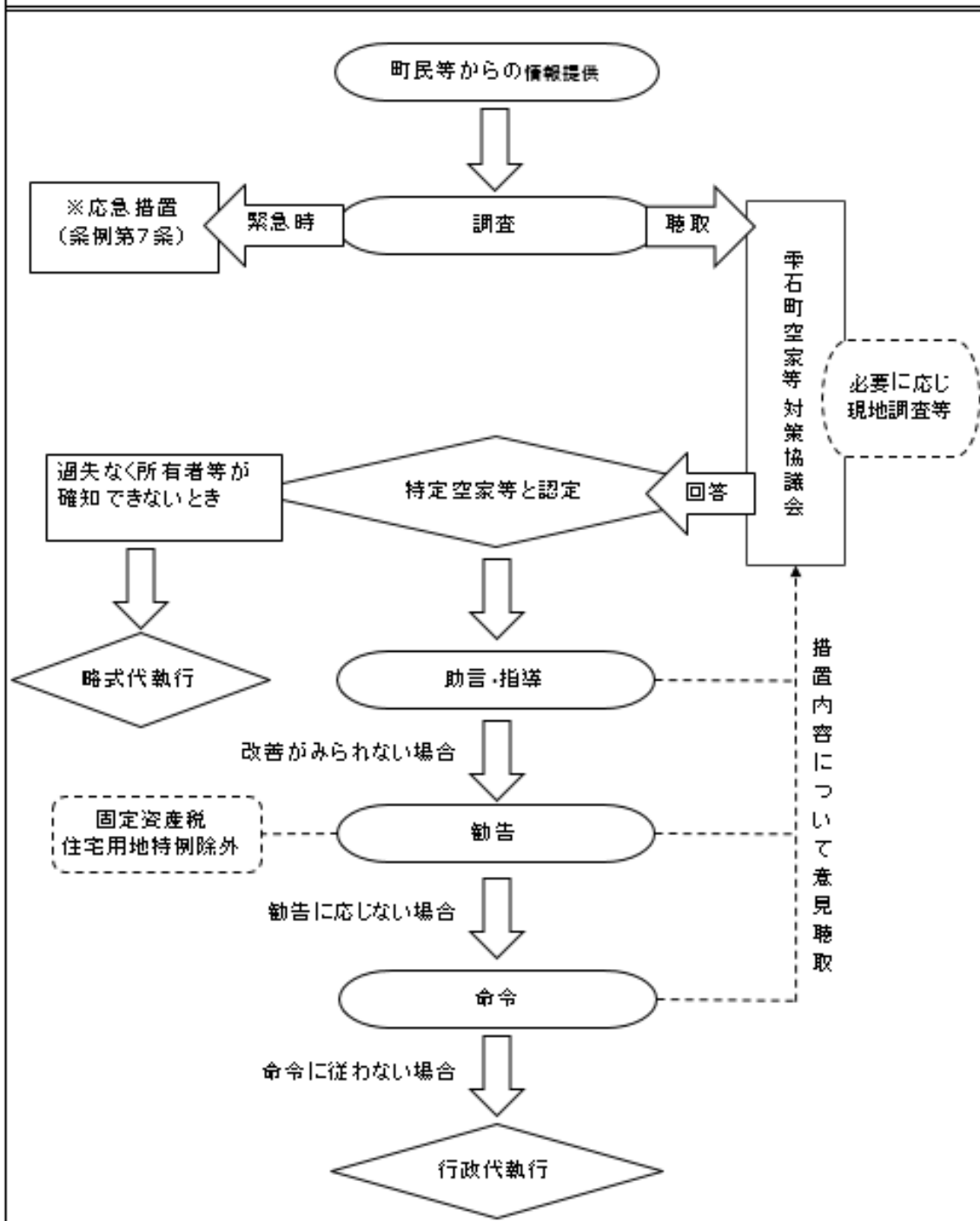
〒020-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

雫石町役場 地域整備課 TEL019-692-6406

栗石町空家等対策計画（概要版）

【別記】

【特定空家等対応フロー図】



※応急措置（条例第7条）

緊急に周辺住民や通行人に安全策を確保する場合などに、所有者の同意なしで必要最小限度の緊急措置（防御ネットの設置やロープ等で縛るなど）をとることができる。